



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

D X 認定の基準となるデジタルガバナンス・コードの改訂及び建築資材調達コストの高騰と請負報酬への価格転嫁の問題に関する国交省の見解をご紹介します。

◇デジタルガバナンス・コードの改訂

政府は、2020年11月にデジタルガバナンス・コード（以下「DGC」）を策定し、DGCに対応する企業を認定する制度（DX認定制度）を運用しています。DGCは2年に1度見直されることになっており、**2022年9月13日に改訂**されました。その概要についてご紹介致します。

1. DX認定業者とは

政府の定めるDGCを満たしている企業が「DX認定事業者」と認定される制度であり、運用されていなくてもDX推進の準備が整った時点で申請することができます。認定により、**企業価値向上、税制優遇及びDX銘柄への応募といったメリット**が期待されています。

2. 改訂されたポイント

- ① デジタル技術を活用する戦略の推進に必要な体制を構築する際に**人材の育成・確保や外部組織との関係構築・協業も検討すべきであることをDXコードに追加。**
- ② **SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）とGX（グリーントランスフォーメーション）の推進のため、DXと一体的に取り組んでいくべきことを明記。**
- ③ 望ましい方向性として以下の点を指摘。
 - ・全社員に向けたデジタル・リテラシー向上のための施策が打たれていること。
 - ・経営戦略と人材戦略を連動させた上で**デジタル人材の確保**に向けた取り組みが行われていること。
 - ・DX推進のための投資等の意思決定において、**コストのみではなくビジネスに与えるインパクトを勘案すると同時に、定量的なリターン**の大きさを求めすぎず、**必要な挑戦を促していること。**

3. コメント

DX認定事業者として認定されることによるメリットも指摘されていますので、改訂を踏まえて前向きに検討されては如何かと存じます。

◆請負代金変更協議に応じない旨の条項の適法性 －優越的地位の濫用に該当する可能性－

我が国は、建設資材の大部分を国外から輸入することによって賄っていますところ、昨今のウクライナ危機の影響による円安や、資材自体が品薄状態にあることから、資材の調達コストが高騰しています。こうした中、**受注者が資材の調達コストを請負報酬金額に転嫁することを困難にする事例が多発**しています。本稿では、こうした取扱いの適法性についてご説明したいと思います。

1. 民間建設工事標準請負契約約款

本来であれば、請負契約の当事者は、請負代金

も含め、如何なる契約を締結することも自由であるのが原則です。しかし、建設業法は、こうした原則を一部変更し、請負契約の適正化の規定を置くとともに、**中央建設業審議会**が当事者の具体的な権利義務の内容を定める**標準請負契約約款**を作成し、その実施を当事者に勧告するものと定めています。

同約款では、請負代金変更に関し、次の通り定められています。

- ①長期契約において、**契約締結から1年以下の価格変動または予期不能な経済事情の激変**により、請負代金相当額が適当でないと認められるときは、受注者又は発注者は、代金額の変更を求めることができる。
- ②請負代金額の変更は、原則として、(i)工事の減少部分については請負代金内訳書の単価、(ii)増加部分については時価による。

2. 請負代金の変更を認めない旨の条項

しかし、資材価格が高騰するタイミングで、**請負契約書中の価格変動に伴う請負代金額に変更に関する条項が削除**されたり、「**資材価格高騰を理由とする請負代金の変更を認めない**」旨の条項が**盛り込まれる**といった事態が生じています。これによって受注者が資材の調達コストを報酬額に転嫁することができないということになれば、受注者は多額の不利益を被ることになります。

こうしたことから、国土交通省は、契約書に記載していたとしても、独占禁止法に違反することは許されないとし、以下の場合には、**独占禁止法の禁ずる「優越的地位の濫用」として違法の問題が生じる旨の見解**を示しています。

- ・実際の資材価格等のコスト上昇の程度や、契約時に想定していた振れ幅に照らし、明示的に協議をしないことが不当である場合。
- ・価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で回答しない場合

(参考資料：国交省「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会・第四回検討会 資料」)。

弁護士友成 弁護士門屋

法務トピックス

◆道路運送車両法の改正（令和5年1月1日施行）

①**自動車検査証がICカード化**され、②国土交通大臣の行う継続検査等に係る自動車検査証への記録等に関する事務について、**申請者の運輸支局等への出頭を不要とするために、一定の要件を備えた自動車ディーラーや整備事業者等に委託**することができる制度が創設されます。これにより、**自動車保有関係手続がオンライン上で完結**することにより**手続上の負担が軽減され、効率化**が見込まれます。詳しくは**国土交通省のHP**をご参照下さい。